

第 12 号議案

神戸市立在宅障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市立在宅障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立在宅障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

神戸市立在宅障害者福祉センター条例（平成 4 年 10 月 条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7)</u>, <u>(8)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(施設)</p> <p>第 4 条 前条に規定する事業を行うた</p>	<p>(事業)</p> <p>第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 障害者の昼間一時保護に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(8)</u>, <u>(9)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(施設)</p> <p>第 4 条 前条に規定する事業を行うた</p>

<p>め、センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3), (4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>め、センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p><u>(3) 昼間一時保護に必要な施設</u></p> <p><u>(4), (5)</u> [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立在宅障害者福祉センターの事業の一部を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。